

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に雇用され、同日、B会社（以下「会社」という。）へ出向し生産業務等に従事した後、平成〇年〇月〇日付けで、会社C事業場（以下「事業場」という。）に異動し、製品工程の管理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し、「抑うつ状態」と診断され、平成〇年〇月〇日、E病院に転医後、同年〇月〇日、Fに転医し、「統合失調症」と診断され、更に平成〇年〇月〇日、Gクリニックを受診し、「軽症うつ病」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月〇日付けの異動直後からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）と差別を受け、社内でセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）じみたうわさ話を流布され精神的にきつくなり休職するに至ったという。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書で、請求人の申立て及び受診歴等を根拠に、要旨、平成〇年に統合失調症を発病したと思われる旨を述べている。また、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人を診察した主治医らの所見及び診療録の内容等を踏まえ、平成〇年〇月〇日には「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断している。

一方、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年頃うつ状態（軽症うつ病）を発症した旨の診断をしたと述べているが、その後、診断を「統合失調症」に変更したと述べている。

したがって、当審査会としては、請求人の症状の経過等に照らし、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討するも、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷

が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 次に、認定基準別表1の「特別な出来事以外」の類型に示されている具体的な出来事について検討する。

請求人は、平成〇年〇月に事業場に転勤した直後から、パワハラや差別を受けたとして、具体的には、①公表していないのに離婚のことをうわさされたり、「〇〇」と言われたりしたこと、②転勤してきたことを理由として、仕事を教えてもらうことが少なかったこと、③セクハラをした、セクハラを受けた奴だ等と言われていたこと等を主張するほか、同時期に付きまとい、ほのめかし、盗聴、盗撮、個人情報の漏洩、自宅のパソコンの不正アクセス等もあったと述べる。

この点、請求人の主張する当該出来事は、そもそも本件疾病の発病より3年以上も前のことであって、本来、業務による心理的負荷を評価する対象とはならないものである。そして、これらの出来事について検討してみても、各関係者の申述及び証拠をはじめとする一件記録を精査したが、請求人の主張のほかには、当該事実を裏付けるものを確認することはできず、請求人の主張を採用することはできない。

(5) 以上より、決定書理由に説示するとおり、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。